

未来介護創造協議会 規約

# 未来介護創造協議会

2016年12月

# 未来介護創造協議会 規約

## 第1条 (名称)

本協議会は、未来介護創造協議会(以下「協議会」という。)と称する。

## 第2条 (目的)

協議会は、有用性の高い介護ロボットの導入を推進するために介護現場における解決すべき課題(ニーズ)を明らかにし、それを解決するための技術(シーズ)とマッチングさせ、介護業務の中でより効果的な介護ロボット等の開発を促進することが重要であると捉え、介護ロボットや福祉機器に精通した専門家、介護施設、開発メーカーによるニーズ・シーズ連携協調体制を構築し、開発に向けた提案ができる事業機関として取り組むことを目的とする。

## 第3条 (事業)

協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護業務上の課題の分析と必要となるロボット等のニーズの明確化
- (2) 介護業務上の課題解決に向けたロボット等の開発企業とのアイデア抽出
- (3) 仮想ロボット等の設計・制作と現場導入した場合のシュミレーション
- (4) 課題解決方法の具体化とそのためのデータ指標の決定・収集
- (5) 新規ロボット等の開発への提案

### 2. (活動の範囲)

主に、介護施設において介護ロボットを中心に各種機器の調査・導入推進・維持管理及び介護情報システムの利用促進を図ることとする。

活動範囲は、介護施設内における移乗支援業務と見守り支援業務とする。

## 第4条 (構成)

協議会は、会員及び賛助会員で構成する。

- (1) 会員は、協議会の目的に賛同する介護ロボットメーカー企業(法人・社員)、又その技術等アドバイザー(法人・社員)及び個人とする。
- (2) 賛助会員は、会長が協議会の運営上必要と認めた者(有識者、介護施設職員、団体職員及び個人)とする。

## 第5条 (入会及び退会)

協議会に入会しようとする企業・団体・個人は、入会申請書を会長に提出し、その際許可を得なければならない。

2. 会長は、入会の可否について審査するにあたり、必要に応じて管轄省庁に意見を求めることができる。
3. 退会しようとする企業・団体・個人は、退会届を会長に提出しなければならない。

#### **第6条（役員）**

協議会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 幹事 5名以内

#### **第7条（役員を選任）**

会長は、社会福祉法人シルヴァーウィングの代表者から選任する。

2. 幹事は、会員企業の代表者・個人及び賛助会員の中から選任する。

#### **第8条（役員職務）**

会長は、協議会を代表し、活動を統括する。

2. 幹事は、協議会の活動を円滑に進めるため必要な業務を執行する。

#### **第9条（役員任期）**

役員任期は、2事業年度とし、再任できるものとする。

2. 異動又は増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の在任期間とする。
3. 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### **第10条（総会）**

総会は、会員及び賛助会員をもって構成する。

2. 総会は、会長がこれを招集する。
3. 総会の議事運営は、会長が主宰する。

#### **第11条（総会実施事項）**

協議会は、第3条の事業を完遂するため、総会を適時開催し次の事項を相互に確認、検討する。

- (1) 活動計画の審議・決定
- (2) 活動進捗確認及び活動報告作成
- (3) 開発提案の取り纏め
- (4) 会則の変更
- (5) その他協議会の目的達成に必要と認める重要事項の検討

**第12条（経費）**

協議会の活動に要した経費は、会員・賛助会員及び社会福祉法人シルヴァーウィングが各々負担する。

**第13条（事業年度）**

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

**第14条（事務局）**

協議会の事務局は、社会福祉法人シルヴァーウィング(新とみ)に置き、幹事と連携して協議会の庶務を担当する。

**第15条（その他）**

このほか、この会則に定めのない事項は、総会の議を経て会長が別に定める。

**附則**

- 1 この会則は、平成28年12月1日から適用する。
- 2 入・退会申込書は法人向け(様式1-1・様式1-2)及び個人向け(様式2-1・様式2-2)を用いることとする。